

札幌市中央卸売市場調理実習室使用要領

平成 19 年 3 月 25 日 経済局長 決裁

令和 2 年 6 月 19 日 中央卸売市場担当局長 決裁

(目的)

第 1 条 この要領は、札幌市中央卸売市場業務規程（以下「業務規程」という。）第 70 条第 1 項及び第 2 項並びに札幌市中央卸売市場業務規程施行規則（以下「施行規則」という。）第 50 条において定める調理実習室の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の申請)

第 2 条 調理実習室を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、業務規程第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、調理実習室を使用する前までに調理実習室使用指定（許可）申請書（様式 1）を市長あてに提出しなければならない。

(貸出日)

第 3 条 貸出日は別表のとおりとする。

(使用指定等)

第 4 条 市長は、第 2 条の申請に対し、使用指定又は使用許可（以下「使用指定等」という。）するときは、調理実習室を使用する前までに調理実習室使用指定（許可）書（様式 2）により、申請者に通知しなければならない。

(使用料の納付)

第 5 条 使用者は、調理実習室を使用する前までに施行規則別表 4 で定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 6 条 市長は、次に掲げる事項に該当する場合は、業務規程第 76 条ただし書の規定に基づき、使用料を減額し、又は免除（以下「減免」という。）することがで

きる。

- (1) 授業の一環として調理実習室を使用する場合は、使用料の全額を免除することができる。
 - (2) 水産協議会が魚食普及事業として、青果部運営協議会が消費拡大事業として、又は一般社団法人札幌市中央卸売市場協会等が食育を目的として料理講習会を行う場合は、使用料の全額を免除することができる。
 - (3) 市場内に事務所を設置する卸売業者、仲卸業者及び仲卸業者又は小売業者を構成員とする協同組合が、食育を目的とした料理講習会を行う場合は、使用料の3分の2を減額することができる。
- 2 使用者が前項の減免を希望する場合は、第2条の申請書と併せて、使用料減免申請書（様式3）を提出しなければならない。

（使用指定（許可）書の提示）

第7条 使用者は、調理実習室を使用する際は、施設管理者又は市長から調理実習室の使用に関する業務の委託を受けた者（以下「施設管理者等」という。）に使用指定（許可）書を提示し、確認を受けなければならない。

（使用指定等の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に行った使用指定等を取り消すことができる。

- (1) 調理実習室内で飲酒をした場合
- (2) 販売等の営業行為、又は寄附の募集を行った場合
- (3) 使用指定等の目的以外の用途に使用した場合
- (4) その他市場管理上支障があると市長が判断した場合

（使用料の不還付）

第9条 納付した使用料はこれを還付しない。ただし、市長が認めた場合はその限りではない。

（原状回復）

第10条 使用者が施設を使用したときは、室内の用具を原状に復し、施設管理者等の確認を受けなければならない。

2 使用者が施設を使用したときは、食器類を洗剤により洗浄し収納しなければならない。

3 使用者が施設を使用したときは、ゴミ類はすべて持ち帰らなければならない。

(施設管理者等の巡回)

第11条 施設管理者等は使用者が当該施設を使用中であっても、防犯及び管理上、適宜巡回することができる。

2 使用者は、前項の巡回があった場合、これを拒むことができない。

(立入制限)

第12条 使用者は、第4条の使用指定等を受けて市場施設等への入場及び使用をするときは、施設管理者等の指示に従わなければならない。

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和2年6月21日から施行する。

別表

貸出日
業務規程第4条第1項又は第2項に基づき開場する日

年 月 日

(宛先)

札幌市長

調理実習室使用指定（許可）申請書

申請者 所在（住所）

名称（氏名）

印

電話番号

札幌市中央卸売市場業務規程第70条第（1・2）項の規定に基づき、下記により調理実習室を使用したいので申請します。

記

1 使用の目的

2 使用年月日 年 月 日（全日・午前・午後）

3 時間延長希望 有・無 午前 時から午前8時まで
午後5時から午後 時まで

4 料理の内容 _____

5 主な使用用具 _____

6 利用人数 名

7 責任者 氏名 _____ 電話番号 _____

私は、使用者又は参加者を含め、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）ではありません。該当することが明らかになった場合には許可を取り消されても異存ありません。また、確認のため札幌市が他の官公庁に照会を行うことに同意します。

(様式3)

年 月 日

(宛先)

札幌市長

調理実習室使用料減免申請書

申請者 所在（住所）

名称（氏名）

印

電話番号

札幌市中央卸売市場業務規程第76条ただし書の規定に基づき、使用料を（減額・免除）願いたいので申請します。

記

1 使用の目的

2 減免理由
